

令和 2 年度 戦略的 MICE 誘致促進事業
MICE 人材育成業務
企画コンペティション仕様書

令和 2 年 7 月



1. 事業名

令和2年度戦略的 MICE 誘致促進事業 MICE 人材育成業務

2. 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

3. 事業期間

契約締結の日から令和3年1月29日(金)

4. 事業の目的

OCVBでは、沖縄MICE振興戦略に基づき、国内外での誘致・プロモーション活動を強化するとともに、受入体制の整備、専門的人材の育成を目的に、MICE 案件の獲得からオペレーション業務に至るまで、各事業者求められるノウハウを習得するためのセミナーを実施する。

5. 委託業務の概要

委託業務内容は次のとおりとする。委託業務については OCVB と協議の上遂行すること。

(1) セミナープログラムの実施・運営

OCVB にて定める年間の人材育成セミナーテーマに沿ってセミナーを実施すること。回数は6回を想定。
(別添資料1 参照)

(2) 講師選定

テーマにふさわしい講師を選定し理由とともに企画書に記載すること。ただし、最終的な講師の決定については、受託事業者と OCVB の協議により行う。(別添資料1 参照)

(3) 講師とのプログラム作成、スケジュール調整、謝金交渉

沖縄全体、エリア、施設、組織、個人それぞれの課題を踏まえ、また市況や世の中のトレンドを加味したセミナーの内容を組み立てること。講師とのプログラム作成については OCVB を交えて協議を行うこと。また各セミナーは多数の参加者が見込まれる時期に設定の上、セミナーの準備・実施・振り返りについてのタスクスケジュールを策定し、企画書に記載すること。さらに、講師と謝金の交渉を行うこと。

(4) セミナーの種類

オンラインでのセミナーを6回計画すること。

そのとき、OCVB にて契約済ツール「Zoom」のウェビナー機能を使用すること。ただし、プログラムの内容により別のオンラインセミナーツールの提案も可とする、その場合は見積額に含むこと。

なお、過去に行った集合型・実地・視察型のセミナーは今年度予定していない。

(5) 参加者募集・管理

プログラムごとにターゲットを定め、定めたターゲットに訴求できるような募集計画を立て、参加により習得できる知識や過去のアンケート結果などを用いて募集チャネルを工夫すること。紙媒体チラシを用いずに参加促進がなされるような工夫を行うこと。(例：募集フライヤーの作成、参加者向けセミナーレポート作成など) また、参加者へのリマインド、申込受付、各回の参加者リスト作成を行うこと。また、欠席者への資料配布等のフォローを行うこと。

(6) 費用の支払い

セミナーに伴う費用の支払いを行うこと。

(7) アンケートの実施

セミナープログラム単位でアンケートを実施すること。また、アンケート項目は OCVB と協議して設定すること。

(8) 事業完了報告書の作成

事業終了後は、プログラム単位での記録写真を含んだ報告書（A4 カラー製本）を 2 部提出すること。また、撮影した画像について肖像権及び著作権人格権は行使しないものとする。

(9) その他、OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

6. 見積書の項目

前項目 5.委託業務の概要にある各項目について可能な限り明細が分かるように見積もること。そのときに予備費と管理費についても別途計上すること。ただし、以下は見積不要とする。

- (1) 参加者の費用負担
- (2) セミナー実施に係る飲食費
- (3) オンラインセミナーツール「Zoom」のランニングコスト

7. 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。ただし、報告書には以下を含むこと（開催概要・講師に関する情報・参加者数及び参加者の属性・講義概要・参加者募集に関すること・アンケート集計結果・その他 OCVB の求めること） なお、前年度の報告書については参考資料として開示する。

項目	内容
記録画像データ	データ納品（JPG ファイル / DVD-ROM ファイル 1 部）
事業完了報告書	本事業の紙媒体報告書 2 部および報告書の電子データ 1 部

8. スケジュール

セミナー内容の確定後随時受講生募集を行うこと。受講生の参加しやすい時期や OCVB が主催する他のイベントの開催時期等を考慮し、また令和 2 年 12 月 24 日までにすべてのセミナーが完了するように設定すること。

※受託事業者は令和 3 年 1 月 29 日までに受託内容の報告を行うこと。

9. 瑕疵担保責任

OCVB への引き渡し日から起算して 1 年間、成果物に瑕疵があるときには、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

10. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に対し、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含むすべての著作権（財産権）を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物および第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条ないし第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本事業作成物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県および OCVB 内での利用、或いは沖縄県又は OCVB が MICE 振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ず

る。

11. 注意事項

(1) 関係証拠書類の整理・保管

- ① 業務にかかった費用内訳およびその支払を証明する証票書類を 1 部提出すること。証票書類とは、別添資料に明記しているものとする。
- ② 日当の金額については証票類として社内規定等を提出すること。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

- ① 本件業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、当該交付金の適正な執行を確認、検査するために、業務終了後であっても、事業の関係書類を 5 年間保管し、必要書類の準備や説明等について積極的に協力すること。

(3) 業務適用範囲の確認

- ① 本仕様書に定めのない事項ならびに記載内容の詳細については、OCVB が委託者と協議のうえ決定する。

(4) 法令厳守

- ① 本件業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を厳守すること。

別添資料

令和 2 年度 戦略的 MICE 誘致促進事業
MICE 人材育成業務
証票書類一覧

本事業に係る費用内訳およびその支払いを証明する証票書類は以下の内容とし、それぞれ 1 部提出すること。

- ① 領収書（領収書がない場合は銀行振込証明書でも可）
- ② 請求書（それぞれの領収書に付属するものとして提出）
- ③ 納品書（物品の納品がある場合）
- ④ 人件費（業務内容が明記された業務日報または出勤簿等）
- ⑤ 謝礼金規定
- ⑥ その他必要根拠資料等

※ 領収書および銀行振込証明書に関しては、そのいずれかを請求書とセットで提出すること。

※ 電子的な方法による支払を行う場合は、金融機関のシステム上で振込が「完了」していることを示せるものも銀行振込証明書と同等に扱うものとする。

※ 金融機関以外のシステム（受託事業者の経理システム等）上での振込完了画面は、単独では証票書類として取り扱えないため、振り込んだ証拠となる書類が別途必要となる。（通帳の写しで、事業支出に該当する振込部分のみを記したもの等）

=====

【お問い合わせ・書類提出先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 MICE 推進課

TEL : 098-859-6130 FAX : 098-859-6222 E-Mail : mice@ocvb.or.jp

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 2F